

令和3年度「いのちをつなぐ支援活動を応援」全国キャンペーン実施要項

1 趣旨

新型コロナウイルスの影響が長期化し、失業や収入減による経済的な困難や地域での孤立など様々な生活課題に直面する人が増えており、支援が必要とされています。

このため、中央共同募金会及び各都道府県共同募金会と協働による「子どもと家族の緊急支援全国キャンペーン」に取り組み、寄せられた寄付金を活用し、支援活動を団体に助成を行ってまいりました。

令和3年度も、新型コロナ感染下の福祉活動を応援する枠組みを継続し、子ども食堂やフードバンク等の食支援、居場所づくり活動の支援、困りごとを抱えた人の相談活動など応援するため、「いのちをつなぐ支援活動を応援～支える人を支えよう～」を全国キャンペーンとして実施します。

2 実施主体

社会福祉法人 秋田県共同募金会

3 助成対象の団体

次の非営利団体を対象とし、法人格の有無は問いません。

- ・特定非営利活動法人（NPO）
- ・市町村社会福祉協議会
- ・ボランティア団体等

4 助成対象の活動

感染症拡大に伴う困りごとを抱えた人たちを支援する活動を対象とします。

【活動例】

- ・子どもたちが安心できる居場所や食事を提供する活動
- ・一人暮らし高齢者・障がい者等の見守りや買い物支援
- ・オンラインを活用した子どもや家族の相談や学習支援
- ・ひきこもりや不登校などの子どもや若者の居場所づくり
- ・虐待やドメスティックバイオレンスの防止を目的とした活動
- ・困りごとを抱えた人たちの相談活動

5 助成対象となる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに行われる活動を対象とします。

令和3年4月1日以降の活動については、申請日より前に開始された活動も助成対象とします。

6 助成対象となる経費

助成の対象活動を行うために必要な次の経費を対象とします。

- ・食材購入や感染防止のための消耗品の購入費
- ・食品や弁当の配送費、ボランティアの交通費（実費）
- ・容器・調理器具等物品（備品）の購入費
- ・会場賃借料等

7 助成対象外となる経費

次の経費は、助成対象外となります。

- ・ ボランティアへの謝金、人件費
- ・ ボランティア活動保険料
- ・ 助成対象活動期間外に支出した費用、経常的にかかる経費
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充てられている費用

8 助成額

1 団体、1 件につき上限額は 30 万円とします。

上限を超える助成金が必要な場合は、別途ご相談ください。

なお、異なる支援活動に取り組む場合は、2 件以上の申請ができます。

9 応募の手続き

① 応募申請

応募申請書に記入の上、次の添付書類とともに郵送又はメールしてください。
なお、必要に応じて、審査に必要な書類の追加提出を求めています。

- ・ 定款、会則等
- ・ 直近年度の事業報告書及び決算書
- ・ 直近年度の事業計画書及び予算書
- ・ 団体の活動が分かるパンフレット、チラシ、会報等
- ・ 見積書の写し（備品等の購入の場合のみ）

② 助成決定、助成金の交付

助成決定したときは、速やかに決定通知書を申請者に送付し、助成金を交付します。

③ 活動終了後の報告

活動終了後 1 ヶ月以内に事業報告書を提出してください。

10 助成活動のPR等

この助成は、全国キャンペーンに寄せられた寄付金が財源となっており、助成内容を報告することが求められています。

そのため、助成決定後は助成による活動状況や成果をホームページ、SNS 等により情報発信してください。

また、助成により購入した備品等には本助成事業であることを明示してください。

11 スケジュール

令和 3 年 4 月 30 日 第 1 回応募申請の締切

3 年 5 月上旬 第 1 回応募申請の審査、助成決定、助成金の交付
申請状況等を踏まえ、5 月以降に順次追加募集を行います。

12 助成の取消し及び返還

次に該当するときは、助成金を取り消したり、返還を求めています。

- ① 当初の活動予定と大幅に変更がある場合
- ② 助成金が趣旨に沿って活用されていないと判断できる場合

③ 活動実態が確認できない場合

13 寄付金の募集

(1) 募集期間

令和3年4月1日～6月30日

(2) 寄付金の受入

① インターネット

中央共同募金会ホームページから募金ができます。

<https://www.akaihane.or.jp/camp-covid19/pref-camp-covid19/>

トップページの「寄付する」→「都道府県を指定して寄付する」→「秋田県」の後、画面に示される寄付金額、支払い方法、個人情報等を入力してください。ネット募金は、クレジットカード、コンビニ決済、ペイジーに限定されます。

② ゆうちょ銀行

郵便振替口座 02540-9-3184 (振込手数料は無料)

加入者の欄には、「社会福祉法人 秋田県共同募金会」とご記入ください。通信欄に「キャンペーン」とご記入ください。

領収書を希望する場合は、通信欄に「領収書希望」とご記入ください。

③ 秋田銀行・北都銀行

窓口にある専用振込用紙の振込手数料は無料です。

秋田銀行本店 普通預金口座 902756

北都銀行本店 普通預金口座 304416

振込通知書の適用欄に「キャンペーン」とご記入ください。

(3) 税制上の優遇措置

寄付金は、法人、個人ともに、税制上の優遇措置の対象となります。